



台風第 19 号 関連情報

稲わら等撤去・運搬に係る支援について



ターゲット 13.1

令和元年 11 月 25 日  
郡山市農林部  
園芸畜産振興課  
TEL : 924-3761

【11/25 19:15 送信】

11 月 25 日(月)開催の市長定例記者会見において、裏面のとおり稲わら等撤去に係る支援等についてお知らせいたしましたが、受入期間が未定の集積所につきまして、期間等が決定しましたのでお知らせいたします。

※  の箇所が、新たに決定した内容です。

## 【台風第19号によりほ場に堆積した稲わら等の撤去について】

台風第19号の被害により稲わら等が流入・堆積したほ場において、営農活動に支障があるため、稲わら等の撤去・運搬作業を行う場合、その費用が国の補助金の対象となります。

○補助金：稲わら 1立方メートルあたり上限5,000円

○補助対象：町内会や農家組合等が自ら行う作業、JA等への委託による作業

※他の場所からほ場に稲わら等が流入し堆積した場合であり、自分のほ場において偏った稲わら进行处理する場合は対象となりません。

申請書は市役所本庁・  
行政センターにあります

### ○撤去・運搬作業の流れ

#### 1 相談・事前申請

- ① ほ場に堆積した稲わらの搬入申請書を提出する。  
※行政センターに提出することもできます。(富田を除く)  
・稲わらが堆積したほ場の写真など、被災したことがわかるものを持参してください。  
※事前申請がないと集積所への搬入ができません。

◎稲わら以外のゴミや流木等が大量に流入し、被害が大きく、人力では撤去できないほ場については、ご相談ください。

#### 2 稲わらの撤去・運搬

- ②堆積した稲わらを集めてトラック等に積み込む。  
③市の指定した集積所に運搬し、稲わらを降ろす。  
※燃えないゴミの分別にご協力願います。

集積所名	受入期間	受入時間
逢瀬スポーツ広場 (逢瀬町多田野字竹柄沢 1-1)	令和元年11月25日(月) ～令和2年3月31日(火)	平日 8:30～16:30 土・日も受入可能
河内クリーンセンター西側 (逢瀬町河内字西午房沢 59)	令和元年12月7日(土) ～令和2年3月31日(火)	平日 8:30～16:00 土 8:30～11:30
東部森林公園・大型車両待機所 (田村町金沢大六 149-1)	令和元年12月14日(土) ～令和2年3月31日(火)	土・日・月・火 8:30～16:00
旧鬼生田小学校校庭 (西田町鬼生田字西原 288)	令和元年12月21日(土) ～令和2年3月31日(火)	土・日・月・火 8:30～16:00

#### 3 写真撮影・記録作成

※稲わらを集積所に搬入する際は、申請書の写しを持参し、係員に提示してください。

##### 1) 写真撮影

- ①稲わらを集める前のほ場の写真【堆積の状況がわかるように撮影】
  - ②稲わらを集めてトラック等に積載している作業中の写真
  - ③稲わらを積載したトラック等の写真【運搬する度に撮影】
  - ④集積所で稲わらを降ろした写真【降ろす度に撮影】
  - ⑤稲わらを片付けた後のほ場の写真【全景が入るよう撮影】
- ※③・④は、車のナンバーが写るように撮影すること

##### 2) 作業記録の作成

トラック等に積載・運搬した稲わらの量を集計した搬出量計算書を作成する。

#### 4 写真提出・実績報告

写真・作業記録(搬出量計算書)を提出する。  
※写真や作業記録がないと補助金の対象となりません。